

## 第7期 第2回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員(16人)
4. 欠席委員(3人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
  - 議案第4号 農地法第3条の許可申請について (4件)
  - 議案第5号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
  - 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (3件)
  - 議案第7号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について (1件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本日の農業委員会に先立ちまして、出席状況をご報告します。本日の委員の出席は16名です。〇〇番 〇〇 委員さん、〇〇番 〇〇 委員さん、〇〇番 〇〇 委員さん、3名の方から欠席の連絡を受けております。過半数に達しておりますので、この会が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はありません。それでは、〇〇会長お願いします。

### ○会長

皆さん、おはようございます。実りの秋ということで、先般台風10号が九州の西の方を通過しましたがけれど、当市においては幸い大きい被害も無く去ったようです。今日は、第2回の農業委員会ということで、審議案件9件ということでございますけれども、慎重な審議をお願いして、ご挨拶に代えたいと思います、本日もよろしく申し上げます。本日の議事録署名人ですが、恒例といたしまして私の方から指名させて頂いたと思います。〇〇番 〇〇委員さん、〇〇番 〇〇委員さん、よろしく申し上げます。それでは早速ですが、議案審議に入ったらと思います。議案第1号、農地法第3条の許可申請についてを議題とします。1番より事務局から説明願います。

### ○事務局

議案第1号、農地法第3条の許可申請についてということで、これは、耕作目的での売買、貸借など、農地のままで、それを耕作する人または持ち主が変更になる場合の許可になります。

〇〇番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇の内持分2分の1、田、1, 731㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転の贈与です。持分2分の2の内の2分の1を贈与します。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、トラクター、草刈機、自動噴霧器です。労働力は本人と父、常時2人です。耕作面積は9, 642㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

### ○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんですので、確認結果の報告をお願いします。

### ○委員 〇〇委員

先般、8月ですかね。〇〇さんからご相談がありまして、聞くところによると、息子さんに贈与する形で名義変更をしたいと。色々聞きましたが、書類的にも問題は無かったので確認書に署名捺印をいたしました。ご協議よろしく申し上げます。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

○委員 ○○委員

2分の1の所有となっておりますが、2分の1とは元々○○さんが持っている持分があるんですか？あるいは2分の1の所有権を移転するということですか？

○事務局

今回は、○○さんがお持ちの2分の2の所有権の中から、2分の1を○○さんに譲渡するという申請になります。

○議長（会長）

他にございませんか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番について事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、270㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、水稻、シキミです。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、稲刈機、ユンボ、軽トラックです。労働力は、本人、常時1人です。耕作面積は39,453㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんですので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

現地を立会いたしました。現地は、標高が450mぐらいのところでありまして、結構上の方で、近年荒廃しつつあるところではあります。皆様ご存知の通り、この辺りは菊池さんが自然農法で米作り、あるいはシキミ栽培をしております。現地は色んな事情があって、川に近い忘れられたような場所だったので、○○さん自身も既に購入済みだと思っておりましたが、実は購入範囲に入らなかったということで、両方で話し合っただけで売買となったようです。特に周辺への影響もありません。よろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今〇〇委員さんから説明がございましたけれど、何かご意見ございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

無いようでしたら、早速採決を行ったらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番、4番は交換になっておりまして、譲渡人、譲受人、一緒ですので一括で審議したらと思います。事務局より説明願います。

#### ○事務局

3番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、448㎡、〇〇、田、291㎡、合計2筆で、合計面積は739㎡です。権利内容は、所有権移転の交換です。作付作物は柑橘です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機、また、動力噴霧器を購入予定です。労働力は、本人で常時1人です。耕作面積は5,378㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。

続きまして4番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、958㎡です。権利内容は、所有権移転の交換です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、耕うん機です。労働力は本人と子どもさんの常時2人です。耕作面積は5,016㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

#### ○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果の報告をお願いします。

#### ○委員 〇〇委員

それでは、〇〇さんと〇〇さんの説明を申し上げます。〇〇さんのお父さん、〇〇さんと〇〇さんのお父さん、〇〇さんは亡くなるとるんじゃけど、家が隣近所なんで交友関係がありました。地図の6ページを開けてもらったらと思います。4番の近くに〇〇さんのお宅があるかと思いますが、〇〇さんはその裏に住んどったんです。今現在、〇〇さんは〇〇に住んどるんですが、会社員なんで土日あるいは休みの日に帰ってきて、〇〇さんの家の裏に倉庫があるんで、そこに農機具とか色んなものを置いて農業をしていくということです。今回の申請は、〇〇さんの家の前が〇〇さんの農地だったのを、〇〇さんが作る。〇〇さんはぐるっと回らずに、家の前が〇〇さんの農地になる。〇〇さんも、周辺、自分の土地の端に〇〇さんの農地があったのを、〇〇さんの農地にすることで一緒に耕作出来ると。農地の交換ということで、特に周辺にも支障はないものと考えております。審議方よろしく願います。

#### ○議長（会長）

只今、〇〇委員さんの方から説明がありましたが、皆さんのご意見をお伺いできたら

と思います。何かご意見ございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

#### ○事務局

議案第5号、農地法第5条第1項の許可申請についてということで、5番 貸付人 ○ ○ ○さん。借受人 ○ ○ ○さん、○ ○ ○さん。土地は、○ ○、田、397㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第1種農地ということで、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は個人住宅です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は不要です。この案件につきましては、令和2年5月7日、第34回委員会で除外意見決定済みの案件となります。以上です。

#### ○議長（会長）

第34回の委員会で除外意見を決定している案件ですが、この件につきましては、地元、○ ○委員さんですので、ご報告願います。

#### ○委員 ○ ○委員

○ ○さんには息子さんがおりますけど、皆県外に出て農業の後継者がいないんです。この借受人の○ ○さんが実の娘さんになりますが、この旦那さんの○ ○さんが農業をやろうということで、今回の申請になったようです。現地については、○ ○さんの家のすぐ南で、7ページのとおりです。現地は確認しておりますが、特に問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく願います。

#### ○議長（会長）

只今○ ○委員さんから説明を受けましたが、皆さんから何かご意見ご質問はございますか？

( 意見 ・ 質問 なし )

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

#### ○事務局

議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてということで、6番 所有者 ○ ○ ○さん、申出者 ○ ○ ○さん。土地は、○ ○の一部です。地目は田、面積は426㎡の内317㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種

農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんがお父さん、〇〇さんが息子で県外におるんですけど、農業を手伝いながら勤めるという事で聞いております。現地を確認しましたけれど周辺への影響も、周辺に1軒しかないんですけど、問題無いんじゃないかと思っておりますので、確認の署名をしております。よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今〇〇委員から説明をお伺いしましたが、皆様からご意見お伺いしたいと思っております。何かございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で承認いたします。

○議長（会長）

続きまして、7番、8番は所有者が同一となっておりますので、一括で審議したらと思います。事務局より説明願います。

○事務局

7番 所有者 〇〇 〇〇さん、申出者 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇の一部です。地目は田、面積は538㎡の内193㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地ということで、鉄道の駅から概ね300m以内にある農地という理由から第3種農地と判断されます。転用目的は分家住宅。開発許可は必要。転用許可も必要です。

続きまして、8番 所有者 〇〇 〇〇さん、申出者 〇〇 〇〇さん 持分2分の1、〇〇さん 持分2分の1。土地は、〇〇の一部です。地目は田、面積は538㎡の内195㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。転用目的は分家住宅。開発許可は必要。転用許可も必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

本件2件につきましては現地も見てまいりましたが、本家世帯の家の近くであり、一般的な分家住宅と認められると思います。皆さんご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

これ、実際には受理する時に、538㎡のうち193㎡っていうのはどの部分っていうのを測定した図面が上がってきての申請になるのか、それとも全体としてドサッと上がってくるんですか。

○事務局

この土地を分筆して分家住宅を建てたいという丈量図が上がってきて、土地はその時点で確定しております。その時に分筆までは出来なくても測量図は付いておりますので、詳細は確認出来ます。

○委員 〇〇委員

7番の〇〇さんと8番の〇〇さんはご親戚か何かですか。

○事務局

所有者の〇〇さんの息子さんが7番の〇〇さん、娘さんが8番の〇〇さんです。

○議長（会長）

他にございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第7号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第7号、東温市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてということで、10ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行されまして、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられております。法第7条第1項で農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされております。また、法第7条第2項で、農業委員会は指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を

聴かなければならないとなっております。指針の目標を見直すことについて、7月20日の委員会で内容説明を行いまして、8月5日の合同会でご意見をお伺いしたところ、意見がございませんでしたので、指針の目標について変更したいと考えております。以上です。

○議長（会長）

このことについて、皆様のご意見をお伺いできたらと思います。何かご意見ございますでしょうか。

○議長（会長）

12ページの（2）遊休農地の発生防止の具体的な推進方法となっておりますが、これが、利用状況調査をして、意向調査をして、集約できる農地は集約して、どうしても再生困難な場合、特に中山間なんかは非農地判断ということになっていくんですけども、現状では東温市で非農地判断ってということまではなっておりません。出来るだけ再生をしようということで、皆さん努力していただいております。ただ、いずれ担い手の不足、特に中山間の方が加速してきておりますので、非農地判断をせざるを得ないという状況もこれから生まれて来るんじゃないかなと思います。それを防ぐのはこの委員会の活動であると思います。非農地判断をされますと所有者にデメリットをもたらすと、なかなか踏み込めないということがあります。ですから、農業委員、推進委員は地元と真剣に話し合いをしながら、なんとか耕作を続けてもらうという方向でやっていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○委員 ○○委員

非農地判断については平地と山じゃ全然条件が違うということで、僕も推進委員として一筆調査をしてきましたが、場所によっては絶対元に戻らないなという農地が沢山あるんで、むしろ僕らやる立場としては今ある農地をしっかり抑えていくということが絶対いるんじゃないかと思ったんですよ。そういうことで、荒れた農地をどうにかすることはもう出来ない。逆に掘り起こすことで、またその後を追って行かなきゃいかんという矛盾があったりしてですね。やっぱりそういう所は積極的に非農地判断をしていった方がいい。で、守るべき農地を守るということを明確にした方が地域にとってはいいんじゃないかと思います。

○議長（会長）

その辺りは今後の東温市の農業委員会では大きな課題となってくると思いますので、いずれその辺りの議論もしなきゃならんと思っております。

他にございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の審議は、全て終了しました。